

三重県子ども条例 概要

三重県の子ども政策に関する課題

施行期日

令和7年4月1日

- ①子どもの権利侵害が増加している
- ②子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子どもの健やかな育ちに必要な施策のニーズが増加・多様化している
- ③子どもの意見表明の推進
- ④子育て家庭の負担感、孤立感が増大している

子ども条例改正の考え方

※三重県子ども条例(平成23年3月23日制定)を全部改正！

- ①子どもの権利を保障することを正面から捉える
- ②子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する
- ③子どもに必要な情報を提供したうえで、意見を聴き、尊重する
- ④子育て家庭に寄り添った様々な支援を実施する

目的
(第1条)

子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりの推進

定義
(第2条)

子ども…18歳未満の者
18歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者

基本理念
(第3条)

次に掲げる事項をはじめとした子どもの権利を保障すること
①子どもは、生まれながらに権利を有し、いかなる理由による差別も受けることがない
②子どもは、生命及び健康が守られ、健やかに成長することができる
③子どもは、自分の意見を表明し、多様な社会的活動に参画することができる
④子どもは、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される

県の責務・
各主体の役割
(第4～9条)

県……………子ども施策の策定・実施、子どもの意見の反映、各主体の取組の支援
保護者……………子どもの養育に関する第一義的責任
学校等……………安心して学べる環境づくり、子どもの権利学習の推進、意見表明の支援
事業者……………子育てしやすい職場環境の整備
支援団体…専門性を生かした子ども・子育て家庭への支援
県民……………子ども施策への関心と理解、協力

基本的施策(県)

(子どもの安全・安心の確保)(第11条)

- ・虐待、いじめその他の権利侵害から子どもを守るため、安全と安心の確保に必要な施策の推進
- ・子どもの権利が侵害された場合に救済を図ることができる体制の整備その他の必要な措置の実施

(子どもの権利について学ぶ機会の提供)(第12条)

- ・子どもの権利について、保護者、学校等関係者、県民および子ども自身が学ぶ機会の提供

(子どもの育ちへの支援)(第13条)

- ・乳幼児期からの切れ目のない支援、子どもの主体的な活動の支援、多様な学び・遊び・体験活動の支援、居場所づくりの支援、貧困の状況にあるなど特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援

(子どもの意見表明及び社会参画の促進)(第14条)

- ・子どもの意見の施策への反映、子どもの意見形成支援、社会的活動への参画の促進

(子育て家庭への支援)(第15条)

- ・多様な子育てと働き方のための環境整備、情報提供その他の子育て家庭に寄り添った支援

(人材の育成、環境の整備)(第16条)

- ・子どもや子育て家庭を支える人材の育成
- ・各主体の活動、市町の子ども施策の促進を図るための環境整備

(相談への対応)(第17条)

- ・子どもや子育て家庭からの相談への対応

施策の総合的・計画的な推進

(計画の策定)(第18条)

- ・施策を総合的・計画的に推進するための計画の策定

(子どもの視点に立った情報の提供)(第19条)

- ・子どもが情報に触れ、理解を深めることができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供